

## 高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、デジタル技術の活用による様々な産業分野が抱える課題の解決や新たな市場創出に資するような先進的で新たなサービス又は製品の開発に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内の中小IT企業者の競争力を高め、これら中小IT企業者が本市デジタルビジネスの振興を推進する上でその中心的役割を担い、もって地域経済の活性化が促進されることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) IT産業 総務省が定める日本標準産業分類(平成25年10月改定)に規定する中分類39情報サービス業又は中分類40インターネット附随サービス業に属する事業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人をいう。ただし、IT産業を主たる事業として営むものにおいては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう。
- (3) 中小IT企業者 IT産業を主たる事業として営む中小企業者をいう。
- (4) 会社 株式会社(特例有限会社を含む。)、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。
- (5) 士業法人 監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。
- (6) コンソーシアム 2以上の者によって、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を実施することを目的とする組織(国、県その他地方公共団体又はその関連団体を含むものを除く。)をいう。なお、法人格を有するものであることを要しない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小IT企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本店である営業所の所在地が市内である会社又は市内に住所を有する個人であること。
- (2) コンソーシアムを組織する中小IT企業者であること。
- (3) 中小IT企業者は、コンソーシアムにおいてデジタル技術を活用した開発における主体的な役割を担うものであること。
- (4) 第8条に規定する補助金の交付の申請の日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していない者であること。
- (5) 補助金の交付の申請の前日において継続して1年以上、IT産業を主たる事業として営んでいる者であること。
- (6) 過去に本補助金の交付を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者(以下「みなし大企業」という。)

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の者であって、事業を営む法人をいう。以下同じ。)が所有している中小IT企業者(個人を除く。この号において同じ。)

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小IT企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小IT企業者

(2) 補助対象事業と同一の事業に対して、国、県その他各種団体等から別の補助金の交付を受けた、又は受ける中小IT企業者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る中小IT企業者

(4) 宗教法人

(5) 法人格のない任意団体

(6) 第8条に規定する補助金の交付の申請の日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている中小IT企業者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者をその構成員の一人とするコンソーシアムにおいて取り組まれるデジタル技術の活用による様々な産業分野が抱える課題の解決や新たな市場創出に資するような先進的で新たなサービス又は製品の開発であって、補助金の交付の申請の日から概ね3年以内に商品化を目指すものとする。ただし、国、県その他各種団体等の他の補助金と重複する事業については、補助対象事業に含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該コンソーシアムの構成員に前条第2項第3号から第6号までに掲げる者に該当する者が含まれている場合は補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額は含まない。）のうち、使用料及び賃借料、委託費、印刷製本費、消耗品費（当該補助対象事業の実施に限って使用するものであることを確認することのできるものに限る。）、報償費、旅費、通信運搬費、人件費その他市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアム内の構成員間の取引、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費、文房具等の事務用品その他補助金の目的等に照らし適当でないとして市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が

振り出したものに限る。)で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(契約等)

第6条 補助事業者は、補助事業を遂行するために、売買、請負その他の契約を締結しようとする場合は、原則として、2者以上の事業者から見積りを徴取し、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として選定するものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2号、第5号、第6号又は第7号の規定の趣旨を踏まえ、複数の事業者から見積りを徴取することが困難又は不相当であると認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（その額が300万円を超えるときは、300万円）とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) コンソーシアム体制調書（様式第3号）

(3) コンソーシアム構成員調書（様式第4号）

(4) 事業実施スケジュール（様式第5号）

(5) 収支予算書（様式第6号）

(6) 給与証明書(様式第7号)(補助対象経費に人件費を含む場合に限る。)

(7) 誓約書（様式第8号）

(8) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類

(9) コンソーシアムを構成する全ての者の履歴事項全部証明書（個人の場合にあっては住民票の写し）（発行後1月以内のものに限る。)

(10) 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し（コン

ソーシアムの構成員で個人の場合に限る。)

(11) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 前項の補助金の交付の適否の決定に当たっては、市長が別に定めるところにより設置する高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価委員会の評価員に対して意見を求め、出された意見を参酌してその決定を行うものとする。

3 評価委員会の設置、運営の方法等については、市長が別に定める。

4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付決定通知書(様式第9号)又は高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金不交付決定通知書(様式第10号)により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第11条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に着手したときは高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業着手届(様式第11号)を、当該補助事業が完了したときは高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業完了届(様式第12号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金変更交付申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第

10条の規定により決定の通知を受けた補助金の交付予定額が増額となる変更は認めない。

(1) 補助対象経費の区分に応じ計上された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその20パーセントの範囲内で増加又は減少させるものであって、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額の減少である場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、その変更が補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額の減少である場合であって、次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、前項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第9条第4項の規定により付した条件を変更することができる。

3 補助事業者は、第1項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第2号）

(2) 変更後の収支予算書（様式第6号）

(3) 変更の内容を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業

の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付に係る市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金実績報告書(様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第17号)
- (2) 収支決算書(様式第18号)
- (3) 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し
- (4) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
- (5) 補助事業の成果を確認することのできるもの(写真撮影が可能なものである場合はその写真)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付指令等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付指令書(様式第19号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実施効果報告書(様式第20号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)に記載した売上目標(当該目標に変更があ

る場合は事業実績書（様式第17号）に記載した売上目標）の実績値が分かる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） この要綱の規定に違反したとき。

（4） 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

（5） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

（6） 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取

り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

- 2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付申請書

次のとおり高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金の交付を受けたいので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、この申請に当たり、市において公簿等により私の市税の納付状況について確認されることに同意します。

補助申請額	円
事業の名称	
着手・完了 予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書(様式第 2 号) (2) コンソーシアム体制調書(様式第 3 号) (3) コンソーシアム構成員調書(様式第 4 号) (4) 事業実施スケジュール(様式第 5 号) (5) 収支予算書(様式第 6 号) (6) 給与証明書(様式第 7 号)(補助対象経費に人件費を含む場合に限る。) (7) 誓約書(様式第 8 号) (8) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (9) コンソーシアムを構成する全ての者の履歴事項全部証明書(個人の場合にあつては住民票の写し)(発行後 1 月以内のものに限る。) (10) 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し(コンソーシアムの構成員で個人の場合に限る。) (11) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業の名称

---

2 本事業を実施するに至った背景及び事業目的

3 事業内容

(1) デジタル技術の活用により実施する補助事業の具体的な内容

(2) 本事業の実施において活用を予定しているデジタル技術

(3) 事業の特徴

4 市場の現状・今後の市場規模拡大の可能性

(ターゲットとなるユーザーや需要、本事業に関する市場の現在の規模、今後の市場規模拡大の可能性などを記載してください。)

5 将来の展望

(1) 商品化の計画

(2) 売上目標

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_円

(3) 業界や社会への波及効果

1 コンソーシアムの概要に関する事項

コンソーシアムの 設 立 の 目 的	
設 立 経 緯	
現在の活動内容	
補助事業完了後の 活 動 計 画	

2 コンソーシアムの構成員に関する事項

NO	構 成 員 の 名 称	構 成 員 の 所 在 地	代 表 者 職 氏 名	主 な 市 内 の 営 業 所 所 在 地	本 事 業 に お い て 構 成 員 が 担 う 具 体 的 な 役 割
1					
2					
3					
4					
5					

## コンソーシアム構成員調書

企業名及び 代表者職氏名				
ホームページ アドレス				
担 当 者	(所属部門) (氏 名) TEL : e-mail :			
資本金又は 出資の総額	円	日本標準 産業分類 中分類	<input type="checkbox"/> 情報サービス業 <input type="checkbox"/> インターネット附随サー ビス業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
従業員数 (常時雇用)	人			
本事業の従事者	No.	所属部門	役 職	氏 名
	1			
	2			
	3			
主な株主とその 出資比率又は 株 主 構 成				
主な業務内容と 売 上 構 成				
主 な 取 引 先				
決 算 状 況	決 算 期	3 期 前	2 期 前	前 期
	売 上 高	円	円	円
	営 業 利 益	円	円	円
	経 常 利 益	円	円	円
	当 期 利 益	円	円	円

注

- 1 コンソーシアムを構成する全ての者それぞれについて提出してください。
- 2 「売上構成」は、現在の商品ごとの売上割合を記載してください。

事業実施スケジュール

申請者名	
------	--

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年度目												
2年度目												
3年度目												

注 補助金の交付の申請の日が属する年度から商品化（交付の申請の日から概ね3年以内）するまでの期間について記載してください。

様式第6号（第8条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
市補助金		
申請者負担金		
その他収入		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
計		

注 支出の部の区分の欄は大分類ごとの名称を、内訳の欄は、事業に係る経費の使用目的等を具体的に記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、大分類ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

3 補助申請額

補助対象経費の合計（税抜） × 補助率 = 補助申請額

\_\_\_\_\_円 × 1 / 2 = \_\_\_\_\_円

（1,000円未満切捨て。上限300万円）

給与証明書

（証明の対象期間） 年 月 日 ～ 年 月 日

事業従事者氏名	給料月額 （本俸）	年間所定 営業日数	1日の所定 労働時間	1月当たり 所定労働時間 （端数切捨て）	時間単価 （端数切捨て）	備考
	①	②	③	$② \times ③ \div 12 = ④$	$① \div ④$	
	円	日	時間	時間	円	
	円	日	時間	時間	円	
	円	日	時間	時間	円	

注 事業従事者ごとの賃金台帳等の写し、雇用契約書、事業従事者の氏名を確認することのできる組織図、給与規程その他給与の額の分かるもの及び就業規則その他所定労働時間の分かるものを添付してください。

年 月 日

本補助金の交付の申請における人件費の額の算出に用いた事業従事者の給与等については、上記のとおりであることを証明します。

事業者名  
代表者職氏名

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあつては、住所及び氏名）

### 誓約書

申請者は、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

### 記

- （1） 申請者は、補助金の交付の申請の前において継続して1年以上、IT産業を主たる事業として営んでいます。
- （2） 申請者は、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に掲げる中小企業者です。
- （3） 申請者は、要綱第3条第2項第1号に規定するみなし大企業ではありません。
- （4） 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者ではありません。
- （5） 申請者は、宗教法人ではありません。
- （6） 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- （7） 申請者は、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- （8） 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。
- （9） コンソーシアムの構成員に要綱第3条第2項第3号から第6号までに掲げる者に該当する者は含まれていません。

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 補助金の名称    | 補助金 |
| 2 補助金の交付予定額 | 円   |
| 3 交付の条件     |     |

(1) この補助金は、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

(2) 補助事業に着手したときは高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業着手届（様式第11号）を、当該補助事業が完了したときは高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業完了届（様式第12号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

(3) 次の①から④までのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

① 補助対象経費の区分に応じ計上された額を変更しようとするとき。  
ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその20パーセントの範囲内で増加又は減少させるものであって、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額の減少である場合を除く。

② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、その変更が補助

対象経費の合計額の20パーセント以内の額の減少である場合であって、次のア又はイに掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

④ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実績報告書(様式第16号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(5) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実施効果報告書(様式第20号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

(7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第10号（第10条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の 内 容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の着手・	着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	完了予定年月日	年 月 日
変更後の 補助申請額		円
添付書類	(1) 変更後の事業計画書（様式第 2 号） (2) 変更後の収支予算書（様式第 6 号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類	

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 4 項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 補助金の名称 補助金
- 3 変更後の補助金の交付予定額 円
- 4 交付の条件

(1) この補助金は、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

(2) 補助事業に着手したときは高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業着手届（様式第 1 1 号）を、当該補助事業が完了したときは高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業完了届（様式第 1 2 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

(3) 次の①から④までのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

- ① 補助対象経費の区分に応じ計上された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその 20 パーセントの範囲内で増加又は減少させるものであって、補助対象経費の合計額の 20 パーセント以内の額の減少である場合を除く。
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、その変更が補助対象経費の合計額の 20 パーセント以内の額の減少である場合であ

って、次のア又はイに掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

④ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実績報告書(様式第16号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(5) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実施効果報告書(様式第20号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

(7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 5 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
着手・完了 年 月 日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
事業の効果	
添付書類	(1) 事業実績書（様式第17号） (2) 収支決算書（様式第18号） (3) 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し (4) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し (5) 補助事業の成果を確認することのできるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真） (6) その他市長が必要と認める書類

事業実績書

1 事業の名称

---

2 デジタル技術を活用した具体的な事業の内容

3 補助事業の成果物（その成果を確認することのできるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真）を添付すること。）

名 称	説 明

4 補助事業により開発された製品等の今後の計画

当初の事業計画から変更のある場合はその変更が分かるように記載して下さい。

(1) 商品化の計画

(2) 売上目標

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_円

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増減額	内 訳
市補助金				
申請者負担金				
その他収入				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増減額	内 訳
計				

注 収支予算書と対比できるように記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、大分類ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

3 補助申請額

補助対象経費の合計（税抜） × 補助率 = 補助申請額

\_\_\_\_\_円 × 1 / 2 = \_\_\_\_\_円

(1,000円未満切捨て。上限300万円)

様式第 19 号（第 14 条関係）

高松市指令第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実施効果報告書（様式第20号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 3 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業実施効果報告書

年 月 日付け高松市指令 第 号に基づき高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金の交付を受けた補助事業について、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、事業実施効果の報告をします。

補助金の額		円	
完了年月日		年 月 日	
1 回 目	事業の効果	報告年月日	年 月 日
		内 容	
	売上実績等	売上目標	円
		売上実績	円
2 回 目	事業の効果	報告年月日	年 月 日
		内 容	

	売上実績等	売上目標	円
		売上実績	円
添付書類		(1) 売上実績が分かる書類 (2) その他市長が必要と認める書類	

注

- 1 1回目は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後、  
2回目は、補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく提出してください。
- 2 2回目は、1回目の事業実施効果を記載した報告書に、2回目の事業実施効果を記載して提出してください。